

(様式 11)

提 言 に 対 す る
改 善 報 告 書

提出日：2024 年 3 月 28 日

大学名：熊本大学薬学部

本評価申請年度：2019 年度

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（1）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、総合した目標達成度評価のための指標は設定されていないので、これを設定し、それに基づいた適切な評価を行う必要がある。

（3）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育について、学生の成績は、授業態度、レポート、発表内容、筆記試験の点数などで評価している。評価指標は、それぞれの授業科目毎に設定されており、シラバスの「評価方法・基準」欄に明示されている。ただし、ヒューマニズム教育・医療倫理教育全体を通して関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価のための指標は設定されていない。

（4）本評価後の改善状況

総合的な学修成果の評価のための「薬剤師として求められる基本的資質」に対応するルーブリックを既に作成してあったため（助言(13)参照）、令和4年度より当該ルーブリックを実際に活用して、3年次以上の薬学科学生に対して学修成果の評価を毎年度初頭に行うよう改善を行った。具体的には、各学生がルーブリックを参照して学修成果に関する自己評価を行い、その結果を所定の評価シートに記入して学生の所属分野の主任教員に提出する。主任教員は評価シートの内容を確認し、必要に応じて加筆修正を行った上で、評価シートを薬学部教務担当に提出する。上記のルーブリックには、コア教育成果として「医療の担い手としての使命感・倫理観を持って行動できる」「患者・生活者のQOLを理解し、その向上に努めることができる」等の項目が含まれており、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する総合的な目標達成度の評価が行えるようになっている（資料1, 2）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1 第1289回薬学部教授会（令和4年4月27日）資料及び議事要録

資料2 「薬学科学生（3年生以上）の学修成果の評価について」（令和5年4月26日 薬学部教員宛メール）

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（2）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価のための適切な指標は設定されていないので、これを設定し、それに基づいた適切な評価を行う必要がある。

（3）本評価時の状況

薬学人として社会で活躍できる能力（ジェネリック・スキル）を学生に身につけさせるため、1年次後期に「ジェネリックスキル概論」を開講している。また、1年次前期開講の「早期体験学習」では相手の話を傾聴して相手の話に共感する他、グループでの議論や意見を整理して発表を行っている。これらの科目の評価は、学生がe-Portfolioを介して提出したレポートに基づいて行っている。また「ジェネリックスキル概論」では、授業の中で受験したPROGテストの結果から、各学生が自身のリテラシーとコンピテンシーのレベルを分析することができるようにしている。ただし、これらの科目においては評価指標が科目ごとに設定されており、関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価のための適切な指標は設定されていない。

（4）本評価後の改善状況

前項に記した通り、令和4年度より「薬剤師として求められる基本的資質」に基づいて作成したルーブリックを活用して、3年次以上の薬学科学生に対して学修成果の評価を毎年度初頭に実施する取組みを開始した。同ルーブリックには、コア教育成果として「患者、患者家族、医療チームのメンバーと相互理解ができる」「チーム医療に必要な情報を多職種メンバーと共有できる」等の項目が含まれており、コミュニケーション能力および自己表現能力に関する総合的な目標達成度の評価が行えるようになっている（資料1, 2）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1 第1289回薬学部教授会（令和4年4月27日）資料及び議事要録

資料2 「薬学科学生（3年生以上）の学修成果の評価について」（令和5年4月26日 薬学部教員宛メール）

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

シラバスにSBOsが示されていない科目や、科目全体についての大雑把な記述だけで各回の授業内容の対応が示されていない科目も見られるので、「到達目標」の欄などに履修内容に対応してSBOsを記載するよう改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

各授業科目のシラバスについては、「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」が全教員に周知されており、その「到達目標」の欄に当該科目の履修内容に対応するSBO、また「各回の授業内容」の欄には授業回毎の内容に対応する薬学教育モデル・コアカリキュラムSBOがおおむね記載されている。ただし、シラバスにSBOsが示されていない科目や、科目全体についての大雑把な記述だけで各回の授業内容の対応が示されていない科目も見られる。

（4）本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって授業担当教員に周知し、シラバスの記載についての改善を求めた。また、毎年度のシラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」（資料3）を配付し、「授業の概要」欄または「学修目標」欄、および「各回の授業内容」欄にSBOsを記載するよう徹底を図った。なお本評価後に、シラバスの形式の一部が全学的に変更され、従来の「到達目標」の欄の名称は「学修目標」に変更されている（資料4）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

４ 薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

科目の全部あるいはその一部に独自性を持つ科目においては、その独自性がシラバスで確認できるよう、シラバスの記載方法を改善することが必要である。

（３）本評価時の状況

薬学科の薬学専門教育は、薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsの内容を超えた内容をもつ大学独自の特色あるカリキュラムを構築しており、薬学生としての心構え、リテラシー、接遇やコンピテンシー、人材教育、キャリアプランについて学ぶ「ジェネリックスキル概論」、最新の発生遺伝学・発生医学研究を学ぶ「発生生物学」、薬局薬剤師の今後の方向性や最先端で活躍する薬局薬剤師の活動について学ぶ「地域薬局学」、TDM対象薬の薬物動態に加え、薬物動態の個人差に関わる身体的特徴等の患者背景に基づいた投与設計を学ぶ「臨床薬物動態学」などの科目が配置されている。さらにこれらの科目以外についても、「薬学英語Ⅰ」、「薬学英語Ⅱ」、「物理化学Ⅲ」、「分析化学Ⅲ」、「生薬学」、「病態生理解剖学」、「免疫学」、「微生物化学Ⅰ」、「微生物化学Ⅱ」、「発生生物学」、「衛生薬学Ⅰ」、「薬理学Ⅰ」、「薬理学Ⅱ」、「薬理学Ⅲ」、「臨床検査学」、「薬物処方学」など、多数の専門教育科目がその授業内容の一部に薬学教育モデル・コアカリキュラムの範疇に収まらない大学独自の履修内容が含まれている。ただし、これらの科目あるいは科目の一部の独自性はシラバスでは確認することができない。

（４）本評価後の改善状況

前項と同様、毎年度のシラバスの作成にあたっては授業担当教員に対して「授業計画書（シラバス）データ入力の手引き（資料3）」を配付し、シラバスの記載内容に遺漏がないよう注意喚起を行っている。薬学教育モデル・コアカリキュラムの範疇に収まらない大学独自の履修内容については、シラバスの「授業概要」欄または「学修目標」欄にその具体的な内容を記載するよう周知徹底を図っている。現行（令和5年度）のシラバスでは、上記に列挙されている科目を含め、大学独自の履修内容を含む全ての科目のシラバスに当該内容が記載されている（資料4, 5）。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の手引き

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

資料5 大学独自の履修内容を含む薬学科専門科目一覧

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（5）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 実務実習

（2）指摘事項

実務実習事前学習において、総合した事前実習全体としての目標達成度を評価するための指標は設定されておらず、指標を設定して適切に評価するよう、改善することが必要である。

（3）本評価時の状況

「実務準備実習」は4年次後期に実施しているが、関連する講義科目として4年次前期に「薬事関係法規」、「地域薬局学」を開講し、さらに、「実務準備実習」終了後の5年次前期に「実習前総括講義」および「薬物処方学」を開講することによって、実務実習事前学習の学習効果を高め、効果的な「病院実務実習」「薬局実務実習」の実施が可能になるよう配慮している。「実務準備実習」の評価はレポート・発表などの成果物や実技の評価により、実務実習事前学習において修得すべき知識、技能、態度の評価を実施している。ただし、これらの各科目についての評価方法と基準については定められているが、それらを総合した事前実習全体としての目標達成度を評価するための指標は設定されていない。

（4）本評価後の改善状況

令和3年度より、事前学習に関する概略評価表（ルーブリック）を作成し、設定された目標達成度の指標に基づく成績評価を導入している（資料6, 7）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料6 事前学習ルーブリック

資料7 令和5年度「実務準備実習」シラバス

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 実務実習

（2）指摘事項

薬局実務実習において、一部の薬局で週5日で9週間での実習が行われており、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている標準の実習日数（週5日で11週間）より不足しているため、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている日数より短くならないように、学生、実習施設の指導者、教員の間での連携を強化し、実務実習が適正に実施されるよう、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

「薬局実務実習」では土曜日も含めて週6日の実習、すなわち9週間に54日の実習実施日を設けており、標準の11週間で週5日の実習を行った場合と同等の実習日数を確保しているとしている。しかし、週6日で9週間の実習実施期間が徹底されておらず、一部の薬局において週5日で9週間での実務実習が行われており（保険薬局として5施設、学生数として薬局実務実習受講生総数55名のうちの10名）、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている標準の実習日数（週5日の11週間、実務日数55日）より不足している。

（4）本評価後の改善状況

本評価の翌年度（平成31/令和1年度）の5年次生から、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に準拠したカリキュラムが適用されている。同カリキュラムにおいては薬局実務実習のスケジュールの見直しを図り、従来の土曜日実習を行わず、11週間で週5日の実習を行う形式に変更した。これにより、現在は全学生について標準の実習日数を確保できている。令和5年度については、8月21日（月）～11月2日（木）の11週間が薬局実務実習の期間に設定された（資料8）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料8 令和5年度 熊本大学薬学部実務実習スケジュール

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 実務実習

（2）指摘事項

薬局・病院実務実習評点表において採点基準が定められていないので、採点基準を定めるよう、改善することが必要である。

（3）本評価時の状況

実務実習の評価は、指導薬剤師による総括的評価の評価点、ポリクリ実習指導教員の評価点に「e-Portfolio」の「日報」「週報」、学生による自己評価「形成的評価」に関する学生の所属分野教員による評価点を合わせ、「薬局実務実習」、「病院実務実習」それぞれについて評価している。ただし、薬局・病院実務実習評点表の点に対する基準が定められていない。

（4）本評価後の改善状況

平成 31（令和 1）年度の実務実習より、「薬局実務実習」と「病院実務実習」における指導薬剤師による評価、および「病院実務実習」の一環として実施するポリクリ実習における指導教員の評価にルーブリックを活用することで採点基準を定めた。薬局実務実習および病院実務実習に対応するルーブリックのパフォーマンスレベルを基準として、各到達度に基づいて指導薬剤師が最終的に 0～4 の 5 段階評価を行うこととしている（資料 9）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 9 e-ポートフォリオ 実務実習到達度評価(ルーブリック)項目一覧

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（8）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

問題解決型学習と位置付ける各科目には評価指標が設定されているものの、問題解決能力の醸成に向けた総合的な目標達成度の指標や評価基準が設定されていないので、卒業研究を含めた問題解決能力の醸成に関する科目を総合した目標達成度の指標を設定して、適切に評価するよう改善することが必要である。

（3）本評価時の状況

授業内容の一部または全部が問題解決型学習に位置づけられる科目として、「ジェネリックスキル概論」、「医療倫理学Ⅰ」、2年次の「導入実習」、「物理系薬学実習Ⅰ」、3年次「医療倫理学Ⅱ」、「物理系薬学実習Ⅲ」、卒業研究としての「特別実習」などがある。このように、1年次から6年次まで継続して履修する講義・演習科目、実習および卒業研究により、問題解決能力の醸成が体系的かつ効果的に実施されている。ただし、これらの各科目には評価指標が設定されているものの、問題解決能力の醸成に向けた総合的な目標達成度の指標や評価基準が設定されていない。

（4）本評価後の改善状況

令和5年度より、4年次以上の薬学科学生を対象として、問題解決能力の評価を毎年度初めに実施する体制を整えた（資料10, 11）。具体的には、学生の所属分野の教員（「特別実習」の指導教員）が、「特別実習」における学生の状況、および特別実習以外で問題解決型学習に位置づけられる科目の単位修得状況を勘案し、Association of American College and Universities (AAC&U) の「問題解決力に関する VALUE ルーブリック」に基づいて到達度の評価を行うこととした。評価結果は所定の評価シートに記入した後、薬学部教務担当に提出する。学生個人毎に作成される評価シートにより、当該学生の4年次から6年次までの問題解決能力に関する総合的な目標達成度の推移が把握できるようになっている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10 第1302回薬学部教授会（令和5年3月22日）資料・議事要録

資料11 薬学科学生（4年生以上）の問題解決能力の総合的評価について（教員向け通知メール：令和5年4月26日）

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

成績評価がいくつかの方法で行われている科目において、最終成績に寄与する各評価方法の割合や評価基準が明記されていない科目があるので、明記するように改善することが必要である。

（3）本評価時の状況

科目における成績評価は、定期試験での成績、小テストの成績、レポートの内容、授業への積極的参加態度の評価などの方法、あるいはそれらの方法を組み合わせるなど、各科目に適切な方法で行われており、その評価方法については、個々の評価方法の最終成績に対する寄与率とともに、おおむね各科目のシラバスの「成績評価の基準と方法」の欄に明記されている。試験問題、答案などの成績判定に関する資料は授業担当教員により保管・管理されている。ただし、個々の評価方法の最終成績に対する寄与率の記載のない科目もある（「分析化学Ⅰ」、「物理化学Ⅲ」、実習科目など）。

（4）本評価後の改善状況

毎年度のシラバスの作成にあたっては授業担当教員に対して「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」（資料3）を配付し、シラバスの記載内容に遺漏がないよう注意喚起を行っている。複数の方法で成績評価を行う科目については、最終成績に寄与する各評価方法の割合や評価基準を「評価方法・基準」欄に明記するよう周知徹底を図った。現行（令和5年度）のシラバスでは、複数の方法で成績評価を行うすべての科目について成績評価基準が適切に記載されている（資料4, 12）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

資料12 複数の方法で成績評価を行う科目一覧

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（10）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

「卒業前総括講義」の評価において、外部機関の1月末の国家試験模試の結果を取り入れていることは不適切であるので、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

「卒業前総括講義」（6年次後期、必修、1単位）の成績の評価方法・基準に「1月中旬実施の独自試験（50問、100点満点）の点数×0.4 + 1月末の国家試験模試の点数×0.6が60点以上を合格とする。」という形で、外部機関の模試の結果を取り入れていた。

（4）本評価後の改善状況

当指摘事項は、令和1（2019）年10月の訪問調査の際に要検討案件として挙げられていたため、訪問調査終了後直ちに本学薬学教育評価ワーキンググループから当該科目の担当教員に対して改善の依頼を行った。改善内容は、令和2（2020）年1月22日開催の薬学部教授会において報告連絡事項として取り上げ、教授会構成員に周知した（資料13）。具体的には、令和2（2020）年度より、当該科目の成績の評価方法・基準を「1月中旬実施の独自試験（50問、100点満点）が60点以上を合格とする。」とし、外部機関の模試に依存しない成績評価方法に改めた（資料14）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料13 第1256回薬学部教授会（令和2年1月22日）議事要録

資料14 令和5年度「卒業前総括講義」シラバス

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（11）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

1.3 自己点検・評価

（2）指摘事項

平成 26 年度の自己評価では「6 年制薬学科教育の内部質保証」を目的としての評価項目のすべてを評価しておらず不十分であるので、必要とする評価項目をすべて評価するよう、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

平成 26 年 9 月に熊本大学全体の評価の一環として行われた薬学部における自己評価における評価項目は、教育、研究、社会貢献、国際化、男女共同参画、教育研究支援、管理運営の各領域において設定されている。平成 26 年 9 月の自己評価書もこれらと同じ評価項目において行われており、それらの項目には、薬学教育プログラムやカリキュラム編成に関する評価項目も含まれている。ただし、この平成 26 年度の自己評価では「6 年制薬学科教育の内部質保証」を目的としての評価項目のすべてを評価しておらず不十分である。

（4）本評価後の改善状況

令和 3 年 3 月 24 日薬学教授会において、6 年制薬学教育の自己点検・評価を恒常的に実施・公表する仕組みが決定された（資料 15）。薬学教育評価機構による 7 年サイクルの評価の中間時点で、次期の評価基準に沿った自己点検・評価を実施すること、および自己点検・評価の結果に基づいて改善を進め、改善状況を調査し報告することが柱となる。令和 3 年度以降の実施状況（予定を含む）は以下の通りであり、いずれも「6 年制薬学科教育の内部質保証」を目的とした評価項目を網羅したものとなっている。

1) 令和 3 (2021)～5 (2023) 年度：本評価における「総合判定の結果の但し書きに対する改善報告書」を薬学教育評価機構に提出した（令和 3 年 3 月 26 日）。また、本評価における提言への対応状況に関する中間点検を実施し、点検結果について報告書を作成して薬学部ホームページ上で公開した（令和 3 年 6 月 23 日；資料 16）。令和 5 年度末に薬学教育評価機構に改善報告書（本報告書）を提出し、第 1 期基準に基づく自己点検・評価が完了する。

2) 令和 4 (2022)～7 (2025) 年度：薬学教育評価の第 2 期基準に沿った自己点検・評価を令和 4 年度に実施し、自己点検・評価書を薬学部ホームページ上で公表した（令和 5 年 3 月 22 日；資料 16, 17）。自己点検・評価の結果、改善を要する事項等への対応状況についての調査を今後実施し（令和 6・7 年度）、点検結果について報告

書を作成して公開する。

3) 令和6(2024)～9(2027)年度：令和8年度の教育状況について薬学教育評価機構による評価（第2期基準）を令和9年度に受審する予定となっており、これに合わせて自己点検・評価（準備作業を含む）を実施する。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料15 第1274回薬学部教授会（令和3年3月24日）資料・議事要録

資料16 熊本大学薬学部ホームページ＞学部・大学院＞自己評価

(<https://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/outline/school/evaluate.html>)

資料17 2022年度自己点検・評価書（薬学教育評価第2期基準）

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

改善すべき点（12）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

13 自己点検・評価

（2）指摘事項

自己点検・評価が恒常的に行われているとは言い難いので、自己点検・評価を継続的に実施・公表するよう、改善が必要である。

（3）本評価時の状況

平成30年度現在公表されている「自己点検評価報告書」は平成26年に行ったものであり、それ以後の結果は報告されていない。したがって、自己点検・評価が恒常的に行われているとは言い難い。

（4）本評価後の改善状況

前項に記載した通り、本評価後に本学薬学部における6年制教育の自己点検・評価の体制に関して見直しが行われた（令和3年3月24日薬学教授会決定；資料15）。令和3年度以降の実施状況（予定を含む）は以下の通りであり、「6年制薬学科教育の内部質保証」を目的とした自己点検・評価を恒常的に実施する体制としている。

1）令和3（2021）～5（2023）年度：本評価における「総合判定の結果の但し書きに対する改善報告書」を薬学教育評価機構に提出した（令和3年3月26日）。また、本評価における提言への対応状況に関する中間点検を実施し、点検結果について報告書を作成して薬学部ホームページ上で公開した（令和3年6月23日；資料16）。令和5年度末に薬学教育評価機構に改善報告書（本報告書）を提出し、第1期基準に基づく自己点検・評価が完了する。

2）令和4（2022）～7（2025）年度：薬学教育評価の第2期基準に沿った自己点検・評価を令和4年度に実施し、自己点検・評価書を薬学部ホームページ上で公表した（令和5年3月22日；資料16, 17）。自己点検・評価の結果、改善を要する事項等への対応状況についての調査を今後実施し（令和6・7年度）、点検結果について報告書を作成して公開する。

3）令和6（2024）～9（2027）年度：令和8年度の教育状況について薬学教育評価機構による評価（第2期基準）を令和9年度に受審する予定となっており、これに合わせて自己点検・評価（準備作業を含む）を実施する。

またこれとは別に、令和3年度より全学的な取組みとしての自己点検・評価体制についても見直しが行われ、教育研究、組織運営、施設設備等の各評価領域において所掌会議が自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を大学評価会議に報告するとともに、改善が必要な場合は改善計画を定め、改善を実施している（資料18）。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 15 第 1274 回薬学部教授会（令和 3 年 3 月 24 日）資料・議事要録

資料 16 熊本大学薬学部ホームページ＞学部・大学院＞自己評価

(<https://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/outline/school/evaluate.html>)

資料 17 2022 年度自己点検・評価書（薬学教育評価第 2 期基準）

資料 18 熊本大学ホームページ＞基本情報＞大学評価＞自己点検・評価

(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>)

検討所見記入欄（大学は記入しないでください）

■助言への対応について

助言（１）

（１）助言が付された『中項目』

１ 教育研究上の目的

（２）指摘事項

薬学部の教育研究上の目的の教職員や学生に対する周知は主として学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないため、FDやガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

（３）本評価時の状況

熊本大学の教育研究上の目的は熊本大学学則第1条に規定されており、また熊本大学薬学部の教育研究上の目的は熊本大学薬学部規則第1条の2に規定されている。これらはいずれも学生便覧（学生には入学時に配付、教職員には毎年度初頭に当該年度版を配付）に掲載されており、教職員および学生に周知される形となっている。ただし、教職員に対するFDや学生に対するガイダンス等での積極的な周知は図られていないため、改善の余地がある。

（４）本評価後の対応状況

学生に対しては、入学時に開催する新入生ガイダンスにおいて、ガイダンス担当者（前年度の薬学部教務委員会委員長）が教育研究上の目的について説明を行うよう改善を行った（資料19）。また教職員に対しては、FDの場を活用して教育研究上の目的の周知に努めるよう改善を行っている（資料20）。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料19 令和5年度 学年別ガイダンス資料

資料20 令和5年度 薬学部FD（令和5年12月27日）資料

助言（２）

（１）助言が付された『中項目』

１ 教育研究上の目的

（２）指摘事項

教育研究上の目的は、薬学部教務委員会が深い関わりを持つカリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーの策定の基盤となるものであり、今後のカリキュラムマネジメントの確立に向けた取組みと密接に関わる事柄でもあるため、教育研究上の目的の検証に薬学部教務委員会が関与するように改善することが望まれる。

（３）本評価時の状況

熊本大学では第３期中期目標、中期計画に沿った施策の実施および第４期中期目標、中期計画への準備の一環として全学的に教育研究上の目的の妥当性について検討、再確認が行われており、薬学部の理念および教育研究上の目的の検証もその一環として薬学部運営会議が主導して定期的に行われている。ただし、薬学部教育に関する諸事項を扱う薬学部教務委員会がこの一連の検証過程に特段の関与をしていない。

（４）本評価後の対応状況

薬学部の３つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については再点検を毎年度実施しており、薬学部教授会での協議に先立って薬学部教務委員会において加筆修正案等の協議が行われている。この３つの方針の再点検に併せて、薬学部の教育研究上の目的の再点検についても教務委員会において実施するよう改善を行った（資料 21）。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 21 薬学部教務委員会（令和 5 年 12 月 20 日）資料・議事要録

助言（3）

（1）助言が付された『中項目』

2 カリキュラム編成

（2）指摘事項

カリキュラム・ポリシーの教職員および学生への周知は主としてこの学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないので、教職員にはFD、学生にはガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

（3）本評価時の状況

カリキュラム・ポリシーは、策定に際して薬学部教授会の議を経る過程において教授会構成員（教授・准教授・講師）に周知されている。また、学生便覧に掲載されて教職員ならびに学生に向けて情報が提供されている他、熊本大学ホームページおよび熊本大学薬学部ホームページにも掲載され、広く社会に向けて公表されている。ただし、FDやガイダンス等による教職員・学生へのカリキュラム・ポリシーの積極的な周知はほとんど行われていないため、改善の余地がある。

（4）本評価後の対応状況

1年生に対しては、入学時に開催する新入生ガイダンスにおいて、ガイダンス担当者（前年度の薬学部教務委員会委員長）がカリキュラム・ポリシーについての説明を行うよう改善を行った。2年次以上の学生についても、毎年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいて、ガイダンス担当者がカリキュラム・ツリーの周知を行う際に併せてカリキュラム・ポリシーの内容（カリキュラム・ツリーの図に併記）についても触れることとしている（資料19）。また教職員に対しては、FDの場を活用して教育研究上の目的の周知に努めている（資料20）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料19 令和5年度 学年別ガイダンス資料

資料20 令和5年度 薬学部FD（令和5年12月27日）資料

助言（４）

（１）助言が付された『中項目』

２ カリキュラム編成

（２）指摘事項

カリキュラム・ツリーの学生への周知が図られていないので、ガイダンス等の場を活用して周知に努めるよう改善することが望まれる。

（３）本評価時の状況

カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながりなどの体系性についてはカリキュラム・マップの形で整理し周知に努めているが、カリキュラム・ツリーについては本評価への対応のために新規に作成したものであり、学生への周知は行われていない。

（４）本評価後の対応状況

薬学部生を対象として毎年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいて、ガイダンス担当者（前年度の薬学部教務委員会委員長）がカリキュラム・ツリーについての説明と周知を行うよう改善を行った（資料 19）。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 19 令和 5 年度 学年別ガイダンス資料

助言（５）

（１）助言が付された『中項目』

３ 医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

大学の卒後教育の研修会への学部生の参加がないので、学生に生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われるよう、改善することが望まれる。

（３）本評価時の状況

卒後教育については、熊本大学薬学部卒後教育「薬剤師のための医療薬科学研修会」を薬学部キャンパス内で年１回開催している。当研修会については学部内でも開催案内を行い、学部生の参加する機会を提供・周知している（学部生は無料で聴講可能）。ただし、平成３０年度の卒後教育研修会については学部生の参加はなかった。

（４）本評価後の対応状況

令和２（２０２０）年度についてはコロナ禍の影響で卒後教育研修会の開催を見送ったが、令和３年度以降は年１～２回の研修会開催を継続している（資料２２）。併せて、卒後教育研修会への学部生の参加を促すことに取り組んでおり、毎回若干名ではあるが学生参加者が確保されている（資料２３）。加えて、各種のオンライン卒後教育コンテンツを実務実習前の４年次の学生に共有しており、学生が卒後教育に触れられる機会を増やしている。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料２２ 令和３～５年度 熊本大学薬学部卒後教育実施計画

資料２３ 令和３～５年度 卒後教育研修会実施状況

助言（6）

（1）助言が付された『中項目』

4 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

複数の教員が授業を担当している場合、各教員が担当している部分がわからないので、それぞれの担当部分をシラバスに明記するようにすることが望ましい。

（3）本評価時の状況

熊本大学シラバスでは「基本情報」の欄に当該科目の担当教員名が提示されているが、複数の教員が授業を担当している場合、各教員の担当部分を明らかにするためには別途「各回の授業内容と事前・事後学習」の欄にもその旨の記載が必要である。この点についての周知徹底が十分でなく、各教員が担当している部分が明確でない科目がある。

（4）本評価後の対応状況

毎年度のシラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対して「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」（資料3）を配付し、シラバスの記載内容に遺漏がないよう注意喚起を行っている。複数の教員が授業を担当する科目については、シラバス内の「各回の授業内容と事前・事後学習」欄（“授業テーマ”あるいは“内容概略”）に各教員の担当部分を明記するよう周知徹底を図った。現行（令和5年度）のシラバスでは、複数の教員が授業を担当するすべての科目（実験系実習科目を除く）についてそれぞれの担当部分が明記されている（資料4, 24）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

資料24 複数の教員が授業を担当する科目一覧

助言（7）

（1）助言が付された『中項目』

4 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

個々の科目のシラバスにおいて基礎と臨床の知見の相互の関連付けが十分に記載されていない科目が見られるので、シラバスの「授業の目的」「授業の概要」等の項目で、科目内での基礎と臨床の知見の相互の関連付けがわかるように記述するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

個々の科目のシラバスに基礎と臨床の知見の相互の関連付けについての記載が必要であることが周知徹底されておらず、多くの科目のシラバスにおいて当該内容に関する記載が十分なされていない。

（4）本評価後の対応状況

毎年度のシラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対して「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」（資料3）を配付し、シラバスの記載内容に遺漏がないよう注意喚起を行っている。基礎と臨床の知見の相互の関連付けについては、シラバスの中の「授業の方法」欄あるいは「授業の概要」欄に記載するよう周知徹底を図っている。令和5年度現在、薬学科対象の専門科目（特別実習を除く）のうち90%（89科目中80科目）のシラバスにおいて基礎と臨床の知見の相互の関連付けに関する記述が含まれている（資料4, 25）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

資料25 基礎と臨床の知見の相互関連付けに関するシラバス記載状況一覧

助言（8）

（1）助言が付された『中項目』

4 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

科目において担当教員の中に非常勤講師がいる場合は、シラバスに非常勤講師であることを明記するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

シラバスの記載事項として、担当教員が非常勤講師である場合の記載については意識されておらず、ほとんどのケースで非常勤講師であることが明記されていない。

（4）本評価後の対応状況

毎年度のシラバスの作成にあたって授業担当教員に配付する「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」（資料3）の中に「非常勤講師の明記」の項目を設けて、記載に関する周知徹底を図っている。現行（令和5年度）のシラバスでは、担当教員の中に非常勤講師が含まれる科目すべてについて、当該教員が非常勤講師であることが明記されている（資料4, 26）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料3 令和5年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

資料4 令和5年度開講 薬学科専門科目シラバス

資料26 授業担当教員に非常勤講師を含む科目一覧

助言（9）

（1）助言が付された『中項目』

6 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

卒業研究の評価を公正かつ厳格に行うために、卒業論文の評価は適切な指標を設定し、それに基づいて複数の教員で行うよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

卒業論文発表会における学生の発表については、薬学部の全教員が評価に携わることが可能であり、薬学科卒論発表評価表を用いて研究内容（研究内容の独創性、論理性）、プレゼンテーション（発表の論理性、明瞭性、発表時間の遵守）、質疑応答（的確性、妥当性、知識）の3項目について各々4段階の評価を行い、学生の問題解決能力等について厳正に評価されている。一方で卒業論文については、学生の所属分野の指導教員による作成指導と評価に委ねられており、複数の教員によって評価を行う体制とはなっていない。

（4）本評価後の対応状況

令和4年度以降、学生の指導教員に加えて副査の教員（学生の所属分野以外から選出）1名が卒業論文の評価を行う体制に改めた（資料27）。すなわち、副査教員は評価表に列挙された10の要素毎の評価と総合評価を行い、薬学部教務担当を介して評価結果を学生の指導教員に提出する。副査による評価結果を踏まえて、指導教員が特別実習（卒業研究）の成績を判定することで、評価の公正性・厳格性が担保されている（資料28, 29）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料27 第1289回薬学部教授会（令和4年4月27日）資料・議事要録

資料28 令和5年度 薬学科6年次 卒論発表会実施要領

資料29 薬学科卒業論文評価表

助言（10）

（1）助言が付された『中項目』

7 学生の受入

（2）指摘事項

一般入試において調査書等の段階別評価や面接の活用などの工夫により、医療人としての適性や主体性を持って多様な人と協働して学ぶ基礎的素養を有する学生を選抜できるような入試体制を整備することが望まれる。

（3）本評価時の状況

医療人としての適性の評価に関しては、推薦入試では面接試験を行い、その中で医療人としての適性を評価している。一方、一般入試では、面接は実施されておらず、医療人としての適性の評価を十分に行える体制は整えられていない。

（4）本評価後の対応状況

大学入試センター試験（令和2年度入試まで）が大学入学共通テスト（令和3年度入試より）に移行したことの趣旨を踏まえて、令和3年度の一般選抜より、調査書を活用し、高校までに培った学力の3要素を多角的・総合的に評価する入学者選抜方法を導入している。入学者選抜要項には、一般選抜の選抜方法として調査書の活用が以下のように明記されている（資料30）。

【また「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」については調査書により評価し..】

さらに、令和7年度の一般選抜からは個別学力検査に面接を新たに課すことが決定されており（資料31）、医療人としての適性や主体性を持って多様な人と協働して学ぶ基礎的素養を有する学生の選抜に適した入試体制の整備が進められている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料30 令和6年度（2024年度）熊本大学入学者選抜要項抜粋

資料31 令和7年度熊本大学入学者選抜方法の変更について【第3報】抜粋

(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi/h33yokoku>)

助言（11）

（1）助言が付された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

学生便覧では秀、優、良、可が示す評点の範囲は示されていないので、秀、優、良、可が示す評点の範囲を学生便覧に示すよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

平成30（2018）年度までの学生便覧には熊本大学薬学部規則（抜粋）を掲載しており、その中の第10条の2に「前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語を持って表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可は不合格とする。」との記載があったが、それぞれの評語に対応する評点の範囲を示す記載は無い。

（4）本評価後の対応状況

令和2（2020）年度以降の学生便覧には、上記の熊本大学薬学部規則（抜粋）とは別に「成績について」の項目が新たに追加され、評語と評点との関係については以下のように明記されている（資料32）。

「成績は100点満点として、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階で評価されます。このうち、秀・優・良・可が合格となり、単位が認定されます。」

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料32 令和5年度 学生便覧 p.36：「8 成績について」

助言（12）

（1）助言が付された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

ディプロマ・ポリシーの教職員および学生への周知は主としてこの学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないため、FDやガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

（3）本評価時の状況

ディプロマ・ポリシーは、学生便覧に掲載され、教職員ならびに学生に向けて情報が提供されている他、熊本大学ホームページにも掲載されており、広く社会に公表されている。ただし、FDやガイダンス等を通じた教職員・学生への積極的な周知は図られていないため、改善の余地がある。

（4）本評価後の対応状況

学生に対しては、毎年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいて、ガイダンス担当者（前年度の薬学部教務委員会委員長）がディプロマ・ポリシーの説明と周知を行うよう改善を行った（資料19）。また教職員に対しては、FDの場を活用してディプロマ・ポリシーの周知に努めている（資料20）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料19 令和5年度 学年別ガイダンス資料

資料20 令和5年度 薬学部FD（令和5年12月27日）資料

助言（13）

（1）助言が付された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

総合的な学習成果の測定を行うための指標設定等の基盤となるルーブリック、学修成果可視化システム(A S O)は構築されているが、それらのシステムが教職員および学生には十分に浸透しておらず、それらの実際の運用については改善が望まれる。

（3）本評価時の状況

学修者のパフォーマンス等の定性的な評価と評価者・学修者間の認識の共有のために、6年制薬学教育課程の修了時に薬剤師として求められる10の資質に対応するルーブリックを作成している。また、ディプロマ・ポリシーの基礎的構成要件として全学的に定められている7つの学修成果について、各授業科目がそれぞれの学修成果にどの程度対応しているかをシラバスに明示することとなっている。加えて、これらシラバス上のデータと、実際に学生が修得した科目の単位・評語の情報を統合することにより、学生の総合的な学習成果を定量的に捉えることのできる学修成果可視化システム(A S O)が、熊本大学ポータルサイトに構築されている。一方で、これらの学習成果測定の指標は教職員および学生に十分に浸透していない。

（4）本評価後の対応状況

令和4年度より、3年次以上の薬学科学生に対してルーブリックとA S Oを活用した学修成果の評価を毎年度初頭に実施し、総合的な学習成果の測定について教職員および学生への浸透を図っている。「薬剤師として求められる基本的資質」のルーブリックについては、まず各学生が学修成果についての自己評価を行い、所定の様式に記入したものを学生の所属分野の主任教員に提出する。主任教員は内容を確認し、必要に応じて加筆修正を行う。またA S Oの指標の評価については、主任教員が各学生のA S O上のデータ（「学修成果とGPA」「単位取得状況」など）を閲覧し、所定の様式に所見を記入する。両評価結果は薬学部教務担当に提出され、保存されている（資料1, 2）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1 第1289回薬学部教授会（令和4年4月27日）資料及び議事要録

資料2 「薬学科学生（3年生以上）の学修成果の評価について」（令和5年4月26日 薬学部教員宛メール）

助言（14）

（1）助言が付された『中項目』

9 学生の支援

（2）指摘事項

複数の講義室・実習室ではバリアフリーとなっていないため、バリアフリー化するよう改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

薬学部キャンパス（大江キャンパス）では、学部生の授業が実施される第1講義室（講義棟1階）、多目的ホール（総合研究棟2階）およびコンベンションホール（宮本記念館1階）については、スロープやエレベーターの設置などによりバリアフリー化されている。また、講義棟1階には多目的トイレが設置されている。一方で、下記の講義室・実習室については、建物にエレベーターが設置されていないため、車椅子等の利用者の場合は介助がないとアクセスが困難な状況にある。

第3講義室（講義棟2階）、第4講義室（本館B棟2階）、パソコン室（本館C棟2階）、地域創生多目的実習室（本館A棟4階）、第2学生実習室（機器分析施設4階）

（4）本評価後の対応状況

平成31年4月に薬学部キャンパスにおいて新研究棟（産業イノベーションラボラトリー）の供用が開始され、同棟1階（バリアフリー、多目的トイレあり）に配置されたセミナー室（収容66人）が新たに講義・演習等で使用できるようになった（資料33）。

なお、令和5年度現在までバリアフリー設備の恒常的利用が必要な学生の在籍実績は無いが、該当する入学者が現れた場合は、すべての講義室・実習室のバリアフリー化を実施することについて、本学の施設部の内諾を得ている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料33 薬学部建物配置図および産業イノベーションラボラトリー1・2階平面図

助言（15）

（1）助言が付された『中項目』

10 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

一部の教員については、ホームページの最近の業績が更新されていないところがあるので、ホームページを最新のものに適宜更新するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

教育研究活動については、熊本大学薬学部ホームページからリンクした各分野のホームページで情報を公開している。加えて、各教員の研究活動については科学技術振興機構の運営する researchmap でも情報を公開している。但し、分野ホームページの情報更新は各教員の自主性に任せており、一部の教員についてはホームページの最近の業績が更新されていないところがある。

（4）本評価後の対応状況

研究業績については、毎年度実施される学内での教員業績評価の際に researchmap (<https://researchmap.jp/>) に入力された情報が根拠データとなるため、各教員は最低でも年1回は researchmap 上の自身の情報を更新することとなっている。そこで、各教員の researchmap 上の情報へのリンクを集約した Web ページを新たに熊本大学薬学部ホームページ内に設けることによって、各教員の業績に関する情報が容易に閲覧できるように改善を行った（資料34）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料34 熊本大学薬学部ホームページ>教員紹介>研究業績

(<https://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/staff/achievement.html>)

助言（16）

（1）助言が付された『中項目』

10 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

実務家教員は個人の努力で常に新しい医療に対応するために自己研鑽に努めている状態にあるので、制度として実務家教員のスキル向上を支援する体制を構築するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

実務家教員6名は熊本県病院薬剤師会および薬剤師会との連携、医療薬学関連の講演会や学術集会への積極的な参加並びに医師との共同研究等により、最新の医療に対応するべく自己研鑽に励んでいる。このように、実務家教員は個人の努力で常に新しい医療に対応するために自己研鑽に努めている状態にある。

（4）本評価後の対応状況

令和3年度より、病院実務実習の一環として実施しているポリクリ実習の指導教員を増員し、実務家教員としての実務および教育スキルを向上させるための体制を構築した（資料35）。また、熊本県薬事審議会、熊本県薬剤師会倫理委員会（資料36）、ならびに、熊本県の多職種連携会議である肥後医育振興会（資料37）などに実務家教員を派遣し、行政・社団法人等における薬剤師実務に従事する体制を築いている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料35 ポリクリ実習 令和4年度実施報告書

資料36 熊本県薬剤師会倫理委員会委員名簿

資料37 肥後医育振興会評議員名簿

(<https://www.119higo.com/info/sosiki.html>)

助言（17）

（1）助言が付された『中項目』

10 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

一部の教員に授業負担が重くなっているため、授業担当時間数の継続的な見直し、教員の退職に伴う欠員の補充などに努め、個々の教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時の状況

薬学部教員の授業担当時間はおおむね平均化されているものの、一部の教員、特に医療系分野の教員については授業担当時間（実務準備実習および実務実習対応時間含む）が多い傾向にある。授業担当については、教員の異動・退職等に伴って年度ごとに見直しを行い、適正化に努めている。全学的な事情もあり、当面の間は教員の退職に伴う欠員の補充が困難な状況が続くことが想定されるため、個々の教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう引き続き努めて行く必要がある。

（4）本評価後の対応状況

全学的に教員削減が進められる中、薬学部においても複数の教員が本評価後に定年退職を迎えたため、授業担当の不均衡が更に進む恐れがあった。そこで、可能な範囲において後任の教員人事を進めるとともに、年度ごとの授業担当者を見直しを図るなど、不均衡の拡大阻止のための方策を採っている。当面、特定の教員に著しく授業負担が偏るという状況は避けられているものの（資料38）、依然として医療系教員の授業負担が全般的に多い傾向にあるので、今後も継続的に見直しを進めていく必要がある。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料38 教員の教育担当状況（2022年度自己点検・評価 基礎資料抜粋）

助言（18）

（1）助言が付された『中項目』

13 自己点検・評価

（2）指摘事項

自己点検・評価体制には外部委員が含まれておらず、外部委員を整備するよう、改善することが望まれる。

（3）本評価時の状況

熊本大学薬学部には薬学部運営会議のもとに内部評価ワーキンググループと外部評価ワーキンググループが置かれ、自己点検・評価の実務を担当している。この評価体制には外部委員が含まれておらず、外部委員の整備が今後の課題である。

（4）本評価後の対応状況

令和3年度より全学的な取組みとしての自己点検・評価体制の見直しが行われ、教育研究、組織運営、施設設備等の各評価領域において所掌会議が毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を大学評価会議に報告するとともに、改善が必要な場合は改善計画を定め、改善を実施している（資料18）。評価領域のうち「教育」については、全学の教育会議内に設置されたカリキュラム評価委員会が中心となり、各学部の教育プログラムについて、当該学部以外の部局に所属する委員が点検・評価を行うこととしている（資料39）。

なお、6年制薬学教育の内部質保証を目的とする自己点検・評価に関しては、未だ外部委員に委嘱する段階に至っていないが、令和6年度中には調整を完了する予定である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料18 熊本大学ホームページ>基本情報>大学評価>自己点検・評価

(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/013mgw>)

資料39 熊本大学における内部質保証体制図